



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

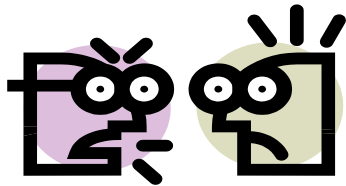
広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第27号 (平成24年9月5日号)

遺言に不満

次のような相談がありました。
『私は、3人兄弟の二男です。過日父が死亡しましたが、遺言書があり、それには、「財産は、同居していた長男にすべて相続させる」とありました。相続財産は、長男が住んでいる土地建物と預金です。三男は、父からマンションを買ってもらっているのに、長男が全て相続することに文句はないようです。一方、私は、父から何ももらっていませんので納得が行きません。なお、母はすでに亡くなっています。』



話し合いと遺留分

この事例の二男としては、長男や三男と話をし預金の一部を分けてもらうというのも一つの解決方法です。遺言があっても、相続人同士で協議して遺言内容と異なる遺産分割をすることも可能だからです。しかし、長男が話し合いに応じない場合は、二男としては、遺留分減殺請求(いりゅうぶんげんさいせいきゅう)をすることになります。

遺留分とは、「相続財産のうち法定相続分の2分の1に相当する財産を取得できるという権利」です。**法定相続分**とは、「相続が発生した場合に、誰が相続人であるかによって法律で決められている割合」です。例えば、父親が亡くなり、その妻と子ども2人が相続人である場合は、妻が2分の

1、子どもが4分の1ずつとなります。相続人が子どもだけの場合は、人数に応じて等分となります。

この事例において、二男は相続財産に対する法定相続分の3分の1の2分の1である6分の1に相当する財産を相続する権利があります。ただし、相続は、予め放棄できませんが、遺留分は放棄できるので、三男は、遺留分の放棄をしているかもしれません。

遺留分の請求

話し合いにより解決できない場合は、この遺留分減殺請求権を行使することになります。この行使は、口頭でもできますが、後日の争いを避けるために内容証明郵便等の文書でしておくといでしょう。それは、遺留分減殺請求権は、自己の遺留分が侵害されていること(自分の相続分がないこと)を知ってから1年以内に行使しないと消滅するためです。

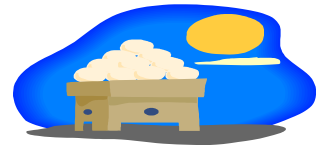
行使した後、もう一度話し合いをするか、無理なら、裁判を起こすことになりますが、家庭裁判所へ調停を申し立て、そこで話し合いをすることもできます。

この事例の様な場合は、早めに弁護士に相談されることをお勧めします。(二國則昭)

法律7千★クイズ

Aさんは、隣に住むBさんの家の庭に生えている木の根が、自分の家の庭の方にまで伸びてきて、困っています。Aさんは、自分の家の庭に侵入してきたBさんの木の根を自ら切りとることが出来るでしょうか。正解は次号で発表します。

前号クイズの正解ですが、被相続人の存命中にできるものとして、「2. 遺留分のみ可」です。相続開始前に放棄の許可を家庭裁判所に申し立てることが出来ます。前記記事も参考にしてください。



平成24年9月の 講演会・相談会のご案内

●「反貧困全国キャラバン・講演会」

9月9日(日) 講演会:13時～、パレード:15時～／予約不要／参加費無料／場所:広島平和資料館 地下メモリアルホール／主催&問合せ:反貧困ネットワーク広島 TEL:082-227-8181

●「反貧困ネットワーク広島 暮らしとこころの相談会」

9月11日(火)10時～20時
9月12日(水)10時～17時
予約不要／相談無料／場所:広島駅南口 エールエール地下広場／主催:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

●「中小企業に関する無料法律相談」

9月14日(金)13時～15時／予約不要(※但し、電話での相談は不可)／場所:広島弁護士会館5階会議室／問合せ:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

●「森は海の恋人」

～瀬戸内海沿岸域の保全・再生のために～
9月24日(月) 講演会:18時～、パネルディスカッション:19時20分～
予約不要／参加費無料／場所:広島YMCA2号館地下コンベンションホール／主催&問合せ:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、**尾道支所**(TEL:0848-21-0045)と**大竹支所**(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士: 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)